

報告第 27 号

専決処分した事件の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定に基づき、損害賠償の額の決定について下記調書のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和元年 9 月 20 日

提出者 足立区長 近藤 弥生

損害賠償額決定調書

番号	専決処分年月日	決定額	相手方	事件の概要
1	令和元年8月1日	24,373円	足立区小台 在住者	令和元年5月31日、相手方が区道を自転車で走行中、区道の陥没による舗装窪みで転倒し、ズボン及び靴を破損し、並びに左膝打撲等の傷害を負った。
2	令和元年8月20日	177,930円	足立区花畑 在住者	令和元年7月18日、小学校敷地内において、区職員が公用自転車を、駐輪していた自転車に接触させ、そのはずみで将棋倒しとなった自転車が近くに駐車していた相手方の自動車

			の右側面に衝突し、 当該自動車のドアを 破損する損害を与え た。
--	--	--	---